

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

顧客中心主義という理念にそって着実な業務進展を遂げ企業価値の増大を図るためには、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定に加え、企業倫理と健全性を堅持した経営が基本であるものと認識し、経営の効率化とチェック機能の向上の両面に真摯に取り組むこととする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内外カーボンインキ	550,000	9.45
村上文江	255,000	4.38
光ビジネスフォーム従業員持株会	245,400	4.21
三井住友信託銀行	237,000	4.07
瀬戸政春	174,000	2.99
エム・ビー・エス	141,560	2.43
みずほ銀行	133,640	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	130,000	2.23
ミヤコシ	122,600	2.10
キャノンプロダクションプリンティングシステムズ	100,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 —

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 更新 12月

業種 更新 パルプ・紙

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新10 名
定款上の取締役の任期	更新2 年
取締役会の議長	更新社長
取締役の人数	更新6 名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山 友之	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 友之	○	――	横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有していることから、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。 また同氏は取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として選任いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	更新なし
--------------------------------	------

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	4 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

年4回の定例会合や必要に応じた臨時の会合を開催しております。
定例会合では監査方針や実施計画及び監査結果の報告に加えて、その他の情報・意見交換を行ない連携を強化しております。
平成20年3月に監査部を設け、監査役とも連携をとりながら内部監査をより充実させています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今井 公富	他の会社の出身者										○			
岩永 清範	他の会社の出身者										○			
倉本 勤也	他の会社の出身者										○			

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 公富	○	なし	既往の識見・経験による
岩永 清範		なし	既往の識見・経験による
倉本 勤也		なし	既往の識見・経験による

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

特になし

ストックオプションの付与対象者 更新	
---------------------------------	--

該当項目に関する補足説明 更新

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
---------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を開示
取締役に応じた年間報酬総額 93,290千円
(注)上記の報酬総額には、当事業年度に係る役員退職慰労金繰入額12,930千円及び役員賞与引当金繰入額20,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

- ・当社では社外取締役の活動及び社外監査役の監査等を通じて経営の監視機能を的確に果たす体制としています。
- ・社外取締役を補佐する体制については、平成18年5月に内部統制委員会を設け、社外取締役とも連携を取りながら内部統制を充実させています。
- ・社外監査役を補佐する体制については、平成20年3月に監査部を設け、監査役とも連携を取りながら内部統制を充実させています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は毎月の定例取締役会の他、適時に開催し、法令で定められた事項や経営上の重要事項を決定するとともに経営計画の進捗状況、対策の検討など業務執行を監督しております。監査役会は、監査の方針、社内監査の状況、監査法人による監査報告会の実施等の活動の他、監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。一方、リスク管理の面では、弁護士と顧問契約を結び適時指導、助言を受けております。また、業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人は以下のとおりであります。尚、継続関与年数については、両名とも7年以内であります。

公認会計士の氏名等 指定社員・業務執行社員:羽鳥良彰・渡邊康一郎
所属する監査法人:有限責任監査法人トーマツ

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

- 1.当社では、監査役制度を採用しており、監査役4名中3名は社外監査役であります。
- 2.監査役は定例監査役会開催の他、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会に全監査役が出席し、意見陳述の他、取締役の業務執行を監督しております。
- 3.また、監査役は、支店、各事業所を定期的に監査し、指導事項、監査結果等について、社長他関係各部署へ報告し、関係情報の共有化と業務執行の適正化を図っております。
- 4.監査役会は適宜監査報告会を開催し、会計監査人から監査結果の報告を受けるとともに、情報・意見の交換を行なうなど連携を図っております。

以上により、当社では監査役会による監査等を通じて、経営の監視機能を果たす体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	次回以降の総会開催にあたっては、招集通知のより早期の発送に努めます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	出来る限り分かり易いグラフ等を、IR資料として年1回掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では平成13年よりISO活動を始動し、かかる活動を通じて環境保全・資源の効率的活用等の取り組みを継続しており、相応の成果をおさめています。また、個人情報保護活動(Pマーク活動)も個人情報保護法の制定される以前の平成14年より始動し、その後も継続的に活動を続け、相応の成果をおさめています。さらに、平成25年以降、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受け、順次適用範囲を広げています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針について

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業行動規準、定款及び取締役会規程を遵守することにより、業務の適正を確保する体制を確立し、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
(2) 企業行動規準に基づいて就業規則に関連規程を定めることにより、社員等の職務の執行が法令等に適合することを確保する。
(3) 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役及び社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。
(4) 監査役はコンプライアンス及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときには、取締役会において意見を述べるとともにその改善策の策定を求めることができる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの把握とその管理及び管理の体制等については、危機管理規程に基づき、不測の事態が発生した場合について、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
4. 取締役の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
(1) 取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者については、都度定めることとする。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。
(2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
(3) 監査役監査の適切な遂行をするため監査環境整備に努めるとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。
(2) 社内での反社会的行為等をなくす為に内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。
7. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との連携等の体制整備に努めることとする。
(2) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用できることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた整備状況(平成21年1月26日)

1. 基本方針

当社では当社の行動規範を平成10年1月1日付で「企業行動規準」として取りまとめ公表している。その中で、「6.市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。」旨表明し、本件に関する当社の基本方針としている。

2. 社内体制の整備状況

- (1) 対応総括部署を総務部とし、不当要求防止責任者を配置している。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
平素から最寄の警察(新宿警察署)、顧問弁護士と緊密な連携を図っている。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応総括部署である総務部において、緊密な連携を図っている最寄の警察、顧問弁護士から収集した情報を蓄積している。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
関係すると考えられる事案が発生すれば、全て総務部に情報等を集約する体制を全社内にて徹底している。
対応マニュアルとして警視庁組織犯罪対策第三課等が策定した「不当要求防止責任者ハンドブック～暴力団を排除するために～」を中心マニュアルとし、その他関係冊子をマニュアルとして使用している。
- (5) 研修活動の実施状況
 - 1) 総務部員の対応レベルを向上させる為、必要に応じマニュアル輪読会を実施している。
 - 2) 総務部員が東京都公安委員会開催の「不当要求防止責任者講習」を修了している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、平成19年3月29日開催の第39回定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「買収防衛策」という。)を導入し、その「買収防衛策」の有効期間は第42回定時株主総会(平成22年3月30日開催)の終結の時までとなっております。

この間、当社は、当社を支える株主、従業員、取引先、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための取り組みを推し進めてまいりました。一方、独立委員会委員の意見や株式の大量取得行為に対する法制度の整備状況も勘案し、「買収防衛策」の継続の是非について慎重に検討を進めてまいりました結果、今後とも、さらなる業績の向上と持続的成長性を高めることこそが、ステークホルダーの皆様との信頼関係を強固なものとし、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に繋がるものとの結論に至り、平成22年1月7日開催の取締役会において、第42回定時株主総会へは「買収防衛策」の継続を付議しないことを決議し、合わせその旨開示いたしました。

当社は、本プランの非継続後も引き続き、当社株式の大量取得行為があった場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する相当の措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な趨勢等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために買収防衛策等の導入が必要と判断される場合には、その時点において適切な対策を講じる所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 発生情報の管理

重要事実または、重要事実に関連すると思われる事象の発生部門責任者から直ちに、管理本部へ報告されます。

管理本部長は、事実とその内容等を確認のうえ適時開示の要否を代表取締役へ報告し、原則、取締役会の承認により適時に適切な開示を行います。

なお、緊急の際は代表取締役の判断により速やかに情報開示を行うこととしております。

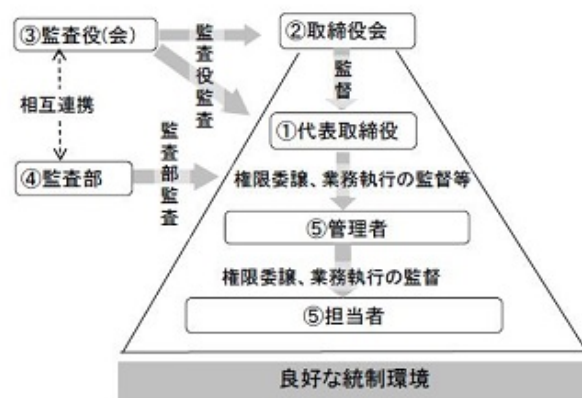
2. 決定情報・決算情報の管理

取締役会(常勤監査役も出席し毎月1回および必要に応じ臨時開催)が、重要事項を決定した場合は、情報開示担当役員は速やかに開示を行います。

また、決算および中間決算に関する情報については決算取締役会の承認の後に、四半期業績の情報については取締役会の承認後、速やかに開示を行うこととしております。

3. 適時開示の方法

情報開示担当役員の指示に基づいて、経理部がジャスダック証券取引所のTDnetへの登録、および東京証券取引所内の記者クラブへの資料配布を行うとともに、必要に応じて当社ホームページへの掲載をいたします。



①代表取締役

内部統制に係る整備運用の最終責任者で、特に統制環境の決定に大きな影響力を行使する。

②取締役会

整備運用の基本方針の決定及び整備運用の監督責任を担う。

③監査役

独立した立場から、整備運用状況を監視・検証・報告する役割と責任を担う。

④監査部

業務執行ラインから独立した立場で内部監査を実施し、公正不偏に検証・報告する役割と責任を担う。

⑤組織内のその他の者

自らの業務との関連において一定の役割を担う。